

青蓮寺地区 上流幹線水路機能診断業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1－2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(機能保全計画策定事業)により、青蓮寺総合農地開発事業で造成された上流幹線水路の機能保全計画を策定するための機能診断を行うものである。	
(場 所) 第1－3条	本業務において調査対象とする施設の場所は、三重県名張市及び伊賀市地内で、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1－4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 また、作業実施のため施設用地以外に借用地が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1－5条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1－6条	3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	

項 目	内 容	備 考														
(一般事項) 第 1－7 条 (管理技術者) 第 1－8 条 (担当技術者) 第 1－9 条 (配置技術者の確認) 第 1－10 条 (保険加入) 第 1－11 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容				備 考				
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。								
	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月					
	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農 林 水 産 省 農村振興局	R5. 4					
	2	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」		H28. 8					
	3	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」		H28. 8					
	4	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」		H28. 8					
	5	農業水利施設の長寿命化のための 手引き		H27. 11					
	6	農業水利施設の補修・補強工事に 関するマニュアル【パイプライン 編】(案)		H29. 4					
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 業務準備や事前調査の結果、現地にある施設と本業務の対象施設が異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 (4) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を想定しているが、施設内へ立入る日程等詳細について監督職員と打ち合せた後に実施するものとする。								
	<table><tr><th>作業予定期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>水路内調査・漏水量調査 ：令和 6 年 12 月 1 日～22 日のうち 2 週間程度 付帯施設の概略診断調査 ：令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月のうち 2 週間程度</td><td></td></tr></table>				作業予定期間	備考	水路内調査・漏水量調査 ：令和 6 年 12 月 1 日～22 日のうち 2 週間程度 付帯施設の概略診断調査 ：令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月のうち 2 週間程度		
作業予定期間	備考								
水路内調査・漏水量調査 ：令和 6 年 12 月 1 日～22 日のうち 2 週間程度 付帯施設の概略診断調査 ：令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月のうち 2 週間程度									
	(5) 現地調査時に道路及び歩道を使用するに当たっては、道路管理者等の許可を得るものとする。 (6) 本業務の現地調査（概略診断調査を含む。）及び健全度評価（概略診断評価を含む。）の作業数量は、過年度業務に定めた定点を基本としている。 ただし、現地調査計画の作成や現地踏査等により現地調査及び健全度評価の作業数量を変更追加する場合は、監督職員と協議するものとする。 (7) 機械排水の場所、排水量等は、別紙－2 機能診断作業項目内訳表のとおりを想定している。機械排水後も残水があり作業上支障となる場合は、機械排水の追加変更について監督職員と協議するものとする。 (8) コンクリート強度推定試験及び中性化深さ調査の実施に当たっては、調査位置や方法等について監督職員と事前に打合せをする								

項 目	内 容	備 考																																												
(対象施設) 第 2－3 条 (参考図書) 第 2－4 条 (貸与資料) 第 2－5 条	ものとする。 なお、中性化深さ調査後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (9) 概略診断調査で付帯施設の健全度が把握できない等の場合、詳細診断調査の実施の必要性について、監督職員と協議するものとする。 (10) 現地調査において、新たにフランジ蓋取り外し・復旧等の仮設工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 (11) 現地調査に伴い交換が必要な部品が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 (12) 現地調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (13) 道路管理者等との協議の結果、交通誘導警備員が必要となった場合は、監督職員と協議上、必要となる人員を配置するものとする。 (14) 人孔内作業を実施する場合は、降雨時は作業を中止し、また降雨が予想される時は、天候に十分注意を払い安全管理に努めること (15) 調査に当り、構内や弁室の残水の影響で水替え工が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 本業務の対象とする施設の諸元は、別紙－1 業務対象施設一覧表に示すとおりである。 本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-</td><td rowspan="2">(社)日本コンクリート工学会</td><td>H25. 5</td></tr><tr><td>2</td><td>コンクリート診断技術 ‘21</td><td>R3. 3</td></tr><tr><td>3</td><td>水門鉄管技術基準</td><td>(社)電力土木技術協会</td><td>H27. 8</td></tr><tr><td>4</td><td>水門樋門ゲート設計要領</td><td>(一社)ダム・堰施設技術協会</td><td>H13. 12</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設保全補修ガイドブック</td><td>一般社団法人農業土木事業協会</td><td>H30. 6</td></tr></table> 貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="3">現況関係資料</td><td>青蓮寺開拓誌</td><td>1部</td></tr><tr><td>国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区 事業誌</td><td>1部</td></tr><tr><td>土地改良施設台帳付属図面</td><td>1部</td></tr><tr><td rowspan="5">報告書</td><td>平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能</td><td>1部</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5	2	コンクリート診断技術 ‘21	R3. 3	3	水門鉄管技術基準	(社)電力土木技術協会	H27. 8	4	水門樋門ゲート設計要領	(一社)ダム・堰施設技術協会	H13. 12	5	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人農業土木事業協会	H30. 6	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況関係資料	青蓮寺開拓誌	1部	国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区 事業誌	1部	土地改良施設台帳付属図面	1部	報告書	平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務	1部	平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務	1部	平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務	1部	平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務	1部	平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能	1部	
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月																																											
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5																																											
2	コンクリート診断技術 ‘21		R3. 3																																											
3	水門鉄管技術基準	(社)電力土木技術協会	H27. 8																																											
4	水門樋門ゲート設計要領	(一社)ダム・堰施設技術協会	H13. 12																																											
5	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人農業土木事業協会	H30. 6																																											
分 類	貸 与 資 料	数 量																																												
現況関係資料	青蓮寺開拓誌	1部																																												
	国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区 事業誌	1部																																												
	土地改良施設台帳付属図面	1部																																												
報告書	平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務	1部																																												
	平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務	1部																																												
	平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務	1部																																												
	平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務	1部																																												
	平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能	1部																																												

項 目	内 容		備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-6条		保全計画作成その2業務	
		平成24年度 青蓮寺用水地区 事業計画検討業務	1部
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。		
	第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。		
	(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
	(2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。		
	(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
第3章 作業内容			
(作業項目及び数量)			
第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙-2機能診断作業項目内訳表に示すとおりである。		
(現地作業内容)			
第3-2条	現地調査の内容は次のとおりである。 なお、作業内容及び作業数量の詳細については、別紙-2機能診断作業項目内訳表による。 また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。 (2) 現地調査(概略診断調査を含む。) 現地調査(定点調査)計画に基づき、近接目視等を行う。 (3) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。		
(作業の留意点)			
第3-3条	業務の実施に当たって特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するものとする。 (2) 現地調査において、著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (3) 現地踏査等施設の状況確認する際は、できる限り施設管理者(青蓮寺用水土地改良区)の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (5) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示		

項 目	内 容	備 考
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3－4条	するものとする。 (6) 調査対象施設は、過年度に機能診断を実施していることから、過年度に行った調査内容を確認、活用して、効率的に作業を実施するものとする。 (7) 健全度の評価は、健全度マップを作成の上、実施することとする。 (8) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは、成果物に含むものとする。 (9) 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、最新の素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (10) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 (11) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の (1) から (4) によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	

項 目	内 容	備 考
	(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(現地調査(定点調査)計画作成段階) 第3回 中間打合せ(健全度評価段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
(管理者説明) 第4-2条	本業務は、以下の段階において施設管理者への説明を予定しており、説明時には管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第1回 現地調査(定点調査)計画作成段階 第2回 健全度評価段階	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条 (成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通 4 丁目 8 番 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 21 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2－2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2－3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第 4－2 条に示す「管理者説明」に変更が生じた場合 (6) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (7) 履行期間の変更が生じた場合 (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (9) その他	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙－１ 業務対象施設一覧表

施 設 項 目	施設区分	構 造 形 式 等	数 量
上流幹線水路 (上流調整池まで)	土木構造物	コンクリート構造物・水路トンネル 水路トンネル 馬蹄形トンネル コンクリート構造物(調整池を含む) 鉄筋コンクリート函渠	3,641m 518m
		パイプライン P C 管 F R P M 管 D C I P 管 S P 管 R C 管 外殻鋼管付コンクリート管	962m
		計 (計画通水量 $Q = 0.266 \sim 1.856 \text{ m}^3/\text{s}$)	5,121m
	付帯施設	バタフライ弁	2基
		仕切弁 空気弁 ホロージェットバルブ フランジ付きゲートバルブ	16基 8基 1基 1基

別紙－２ 機能診断作業項目内訳表

1 土木構造物

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計	
2. 事前調査 (1) 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、過年度業務における施設健全度評価、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	1 式	設計	
(2) 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1 式	設計	
3. 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面から必要な機能について整理し、診断の重点項目及び機能を満足するための要求性能を設定する。	1 式	設計	
4. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。	1 式	調査	
5. 性能低下要因の推定	事前調査、現地踏査結果を基に、性能低下要因の推定を行う。 また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。	1 式	設計	
6. 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査結果を勘案し、過年度業務で設定した調査地点を基本として、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を検討し設定するとともに、管路更生工法を主体とした補修補強工法での施工を検討するために必要な調査内容を検討し、現地調査計画書を作成する。	1 式	設計	
7. 現地調査	各水路定点（平成28年度調査にて、S-4以上と評価された定点を除く。）及び6. 現地調査（定点調査）計画の作成で決定した調査地点を対象に現地調査を実施し、現地調査（定点調査）票を作成する。 なお、現地調査（定点調査）票は、監督職員が貸与する農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力の様式を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。 構造ごとの調査項目及び数量を以降に示す。	1 式	調査	

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	業務 区分	備考												
(1)コンクリート構造物・水路トンネル																
1)近接目視	目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測・目地劣化・周辺観察等を含む。)するとともに、スケッチを作成する。 なお、1 定点の調査範囲は、過年度の調査結果に準じるものとし、付帯構造物の調査範囲は外側及び内側の全面を原則とする。 【内 訳】 <table><tr><th>構 造</th><th>面 積</th><th>参 考</th></tr><tr><td>暗渠</td><td>157.86㎡</td><td>3 箇所</td></tr><tr><td>水路トンネル</td><td>154.65㎡</td><td>3 箇所</td></tr><tr><td>合計</td><td>312.51㎡</td><td></td></tr></table>	構 造	面 積	参 考	暗渠	157.86㎡	3 箇所	水路トンネル	154.65㎡	3 箇所	合計	312.51㎡		1 式	調査	
構 造	面 積	参 考														
暗渠	157.86㎡	3 箇所														
水路トンネル	154.65㎡	3 箇所														
合計	312.51㎡															
2)コンクリート強度推定試験	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。 作業条件：打撃点3×3=9点、5cm間隔 【内 訳】 <table><tr><th>構 造</th><th>測点数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>暗渠</td><td>3 測点</td><td></td></tr><tr><td>水路トンネル</td><td>3 測点</td><td></td></tr></table>	構 造	測点数	備 考	暗渠	3 測点		水路トンネル	3 測点		1 式	調査				
構 造	測点数	備 考														
暗渠	3 測点															
水路トンネル	3 測点															
3)中性化深さ調査(ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。 規格：NDIS3419、フェノールフタレイン溶液 作業条件：3 孔／箇所 【内 訳】 <table><tr><th>構 造</th><th>箇所数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>暗渠</td><td>3 箇所</td><td>9 孔</td></tr></table>	構 造	箇所数	備 考	暗渠	3 箇所	9 孔	1 式	調査							
構 造	箇所数	備 考														
暗渠	3 箇所	9 孔														
(2)パイプライン																
1)漏水量調査	水張り試験により下記区間の漏水量を測定する。 【内 訳】 <table><tr><th>構 造</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>パイプライン</td><td>名張川サイン L=190m 蔵持サイン L=772m L= 962m</td><td>2 区間</td></tr></table>	構 造	数 量	備 考	パイプライン	名張川サイン L=190m 蔵持サイン L=772m L= 962m	2 区間	1 式	調査							
構 造	数 量	備 考														
パイプライン	名張川サイン L=190m 蔵持サイン L=772m L= 962m	2 区間														
8.健全度評価	調査結果に基づき、調査単位ごとに施設の健全度の判定を行う。	1 式	設計													
9.農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	設計													
10.点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計													

2 付帯施設

作業項目	作 業 内 容	作業数量	業務区分	備考										
1. 事前調査	対象施設について、施設の状況や問題点を把握するため、施設管理者から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。	1 式	設計											
2. 現地踏査	対象施設について、現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査する。踏査により現地調査に伴う仮設の必要性等の現地条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、概略診断調査を行う施設や調査項目、調査方法を決定する。	1 式	調査											
3. 概略診断調査	2. 現地踏査にて決定した施設を対象に、事前調査や現地踏査により得られた情報をもとに目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録、操作記録等から設備の状態、機能を確認する。 【内訳】 <table><tr><th>構造形式等</th><th>数量</th></tr><tr><td>フランジ付きゲートバルブ</td><td>1 基</td></tr><tr><td>バタフライ弁</td><td>1 基</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>5 基</td></tr><tr><td>空気弁</td><td>2 基</td></tr></table> 【参考：主な調査項目】 清掃状態、塗装、振動、異常音、漏水、変形、摩耗、割れ、給油状態 等 ※調査結果で健全度を把握できない場合は、監督職員と協議し詳細診断調査へ移行する。 ※ホロージェットバルブについて著しく劣化等があった場合は監督職員と協議し概略診断調査へ移行する。	構造形式等	数量	フランジ付きゲートバルブ	1 基	バタフライ弁	1 基	仕切弁	5 基	空気弁	2 基	1 式	調査	
構造形式等	数量													
フランジ付きゲートバルブ	1 基													
バタフライ弁	1 基													
仕切弁	5 基													
空気弁	2 基													
4. 概略診断評価	3. 概略診断調査の対象施設について、概略診断調査の結果により部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。	1 式	設計											
5. 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	1 式	設計											
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計											